

平成 27 年 9 月 15 日

財 務 局

東京都電子調達システムを活用した

入札金額の内訳書の提出について

平成 26 年 6 月に改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）において、平成 27 年 4 月 1 日以降の入札に参加する建設業者には、入札時に入札金額の内訳書を提出することが義務付けられました。これに伴い、本年 4 月から一般競争入札を対象として入札金額の内訳書の提出をお願いしてきたところですが、平成 27 年 10 月から、以下のとおり標記の運用を開始することとしたので、お知らせします。

1 東京都電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を利用した対応について

- (1) 工事契約の予定価格が 250 万円以上の競争入札案件について、入札参加者が入札する際には、電子調達システム上で、積算内訳を入力するものとします。ただし、「ひき家・解体」については、別途案件ごとに指定します。
- (2) 積算内訳の入力項目は、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等及び⑤発生材（有価物）の売却費、ガス工事費等（①から④まで以外の費用）とします。
- (3) 電子調達システムにおける当該入力機能の運用は、平成 27 年 10 月 1 日以後の公表案件から適用することとします。

2 電子調達システムへの入力方法

- (1) 1 (2) の①から④までの項目の入力は必須となります。⑤については、案件ごとに異なりますので、指名通知書又は資格確認通知書と同時に送付する内訳書を確認の上、積算上必要があれば入力してください。
- (2) 項目①から④まで又は①から⑤までの入力した数値の合計と入力した入札価格が異なる場合は、送信ができません。
- (3) 入札参加者の方は、必ず積算の上、項目の①から⑤まで入力してください。

3 その他

落札予定者に求めている詳細な内訳書の提出については、平成 27 年 10 月 1 日以降も従前の方法により実施します。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607